

所沢市プレミアム付商品券事業 特定事業者募集要項

1 趣旨

所沢市が実施する「所沢市プレミアム付商品券事業」の特定事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2 取扱店の募集受付期間

令和元年6月3日（月） ～ 令和元年8月30日（金）

3 商品券の利用期間

令和元年10月1日（火） ～ 令和2年2月29日（土）

4 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産及び金融機関
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (6) その他、市が適当でないと認めたもの

5 取扱店の登録資格

所沢市が発行するプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱うことのできる事業所の登録資格は所沢市内の事業所等とする。

なお、取扱店は、商品券の換金を次に掲げる所沢市内の協力金融機関で行うため、協力金融機関の預金口座を持っていない場合は、予め開設しておく必要がある。

<協力金融機関>

- (1) 埼玉りそな銀行
- (2) 武蔵野銀行
- (3) 東和銀行
- (4) 飯能信用金庫
- (5) 青梅信用金庫

6 利用済み商品券の換金期間

令和元年10月1日（火） ～ 令和2年3月10日（火）（予定）

※終了日は金融機関と調整中のため変更になる可能性があります。

7 取扱店の責務

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。

- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。

8 取扱店募集の周知方法

- (1) 広報ところざわ掲載
- (2) 所沢市ホームページ掲載
- (3) 商工会議所会報「s o r a」掲載
- (4) その他

9 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、登録申請書(様式1)を郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で所沢市に提出し、市の承認を得るものとする。
- (2) 市は、承認した事業所等へ商品券取扱店登録証明書を発行する。
- (3) 市は、承認した事業所等へ、取扱店であることの資材(ポスター、ステッカー等)を配布する。

10 登録取扱店の周知

- (1) 対象者への購入引換券交付申請書送付時及び購入引換券送付時に、取扱店の一覧を同封 ※申込時期により掲載が間に合う店舗のみ
- (2) 所沢市ホームページに掲載
- (3) その他

11 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる金融機関への手数料は、無料とする。(取扱件数に応じ、別途、市から金融機関に支払う。)

12 取扱店資格の喪失

所沢市は、本要項7に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

13 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

14 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに市に届け出るものとする。

以上